

第7回 相続・遺言無料相談会のお知らせ

お気軽にご相談ください。ご予約はいりません

相続手続きしないままだけど、いいのかな？

夫の財産は妻に確実に相続されるの？

親の財産は、寄与分で子の相続分が変わるの？

遺言公正証書はどこで作成するの、費用は？

行政書士高田吉衛事務所

045~758~2080

日時 平成27年1月24日(土)13時~15時

(14時半受付終了)

場所 磯子区久木町19 禅馬会館 バス停浜近く

